

愛媛県食品表示監視指導等実施要綱

第1 目的

この要綱は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第15条第4項及び第5項の規定に基づき愛媛県知事（以下「知事」という。）が行うこととされた事務に係る基本的な事項を示すとともに、監視指導等（指示、指示に係る措置命令、食品の回収等の措置命令、業務停止命令、公表、報告の徴収、立入検査・質問・収去及び申出の受付・調査をいう。）の執行について、国の定めた指針（食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針（平成27年3月20日付け消食表第103号・課酒5-8・26消安第6411号、消費者庁次長・国税庁審議官・農林水産省消費・安全局長通知）及び食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針（平成27年3月20日付け消食表第109号、消費者庁次長通知））に準じた指針を定めることにより、食品に関する表示の適正を確保することを目的とする。

第2 実施体制

1 事務の所管

監視指導等の事務は、別表1に定義する表示事項の区分に応じて、次のとおり分担して所管する。

- (1) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下「政令」という。）第5条及び第6条に規定する事務（品質事項に係る事務）
農林水産部農業振興局農産園芸課、東予・中予・南予地方局農林水産振興部農業振興課、今治・八幡浜支局地域農業育成室
- (2) 政令第7条に規定する事務のうち保健事項に係るもの
保健福祉部健康衛生局健康増進課、西条・今治・中予・八幡浜・宇和島保健所健康増進課、四国中央保健所保健課
- (3) 政令第7条に規定する事務のうち衛生事項に係るもの
保健福祉部健康衛生局薬務衛生課、食肉衛生検査センター、西条・今治・中予・八幡浜・宇和島保健所生活衛生課、四国中央保健所衛生環境課

2 事務の担当課

監視指導等の事務の種類に応じた担当課は別表2による。なお、当該事務のうち、知事の権限を委任して行うものは別表3のとおりである。

3 市町の地域区分

担当課が所管する市町の地域区分は別表4による。

4 国、松山市及び他の都道府県等との連携

県の担当課は、国の実施機関である消費者庁、中国四国農政局及び高松国税局等並びに法の規定に基づき事務を行う保健所設置市である松山市及び他の都道府県等と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことにより適切な監視指導等の執行に努めるものとする。

第3 指示、指導、公表の指針

法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに法第7条の公表の指針は次のとおりとする。

1 指示及び指導の指針

食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

〔指導を行う場合〕

次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

- (1) 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- (2) 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。
- (3) 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていること。

2 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、法の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行った際に、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導を行う。

3 公表の指針

(1) 指示を行った場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第27号）に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 指示の内容

(2) 2の指導をした場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより、食品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容

第4 命令等の指針

法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針は次のとおりとする。

1 適用範囲

この指針は、法第6条第8項の規定に基づき、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの（以下「特定事項」という。）に関する食品表示基準違反に適用する。

2 食品衛生法との関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置（行政指導を含む。以下同じ。）を優先するものとする。

食品衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

なお、食品表示法の規定による定義においては、同法の食品は食品衛生法における添加物を含むものであることに留意すること。

3 回収等命令

(1) 措置の検討と行政指導

食品関連事業者等が特定事項について食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売し、又は販売しようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置（以下「回収等」という。）をとるべきことを命ずることについて検討するものとする。

ただし、消費者の安全を迅速に確保する観点から、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、行政指導を行うものとする。

(2) 措置の要件

「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」ときとは、原則として、その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがあり、かつ、当該食品を消費者が既に購入しているか、又は購入可能な状態にあるときとする。ただし、それ以外の場合であっても「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」と認められるときは、回収等を命ずることができる。

この場合、①消費期限及び賞味期限に関する表示義務違反にあつては、その誤って表示された期限より前に腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない場合、②保存方法に関する表示義務違反にあつては、その誤って表示された温度が安全性に影響を及ぼす温度より低い場合、回収等命令の要件を満たさないことに留意する。

(3) 措置の内容

措置の内容は、①既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあつては既に販売し、又は出荷した食品の回収、②全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあつては全購入者への違反内容の連絡、③店頭表示の誤りである場合にあつては店頭における表示の訂正又は商品の一時撤去等、食品の販売形態及び流通状況に応じ、適切な手法を選択するものとする。

回収等の対象とすることができる食品は、消費者に販売された食品又は食品の製造、加工（選別及び調整を含む。）若しくは輸入をする者若しくは食品の販売をする者が保有する食品であつて消費者が摂取することが可能な状態にあるもの（加熱、調理等を行うことが必要なものを含む。）及び食品の原材料又は添加物として使用可能なもの（小分けを含む。）とする。

(4) 公表

回収等命令を行ったときは、法第7条の規定に基づく公表を行わなければならない。この場合、次の①から③までの事項を公表するものとする。

① 違反した食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第27号）に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

③ 命令の内容

(5) 指示・公表との関係

食品表示基準違反に常習性がなく過失による一時的なものであり、また、命令又は行政指導に伴って表示の是正が行われ、かつ、自主回収若しくは全購入者への連絡又は店舗、ウェブサイト等における違反事実の掲示等の自主的な情報提供が行われている場合には、法第6条第1項又は第3項及び第7条の規定に基づく指示・公表を行う必要はないものとする。

4 業務停止命令

回収等命令の対象となる場合であつて、製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができない場合や消費期限、保存の方法等の設定に科学的根拠がなく直ちに適切な設定をすることができない場合等、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難であると認めるときは、一定の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。この場合における業務の停止期間及び業務の範囲は、食品を摂取する際の安全性の確保の観点から必要最小限のものではない。

また、業務停止命令を行ったときは、3（4）に準じて法第7条の規定に基づく公表を行わなければならない。

なお、食品関連事業者等が自主的に問題のある食品の販売を停止しているときは、業務停止命令を行う必要はないものとする。

5 指示・公表

(1) 回収等命令を行うことができる場合に該当しないときの指示・公表

特定事項に関する食品表示基準違反が発覚した場合であって、3(2)に照らして回収等命令を行うことができる場合に該当しないと判断するときは、前記第3の「指示・公表の指針」に準じて、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行わなければならない。

なお、指示の対象は、回収等命令と異なり、法第6条第1項又は第3項により、食品関連事業者に限定されていることに留意されたい。

(2) 表示が是正された後の指示・公表

法に基づく指示・公表は、将来に向けた表示の是正を確保し、消費者に情報提供を行うことが目的であるから、法第6条第8項の規定に基づく措置等により、当面、表示義務違反が解消された場合であっても、直ちに食品関連事業者に対する指示・公表を行う必要がなくなるものではない。

このため、回収等命令若しくは業務停止命令又は3(1)に基づく行政指導を行った結果、特定事項に関する食品表示基準違反が解消し、又は食品表示事業者が自主的に表示を是正したとしても、3(5)に該当する場合以外には、指示・公表の指針に準じて法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行うものとする。

第5 監視指導等の執行

監視指導等は、原則として「食品表示法の執行マニュアル」(平成27年3月27日消費者庁食品表示企画課長・表示対策課食品表示対策室長通知)に基づき、県の執行体制に即して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表1 (表示事項の定義)

区 分	定 義	表示事項
品質事項	食品表示基準で定められた表示事項のうち、衛生事項及び保健事項以外の事項。	別紙1
保健事項	政令第7条第1項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るための必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの。	別紙2
衛生事項	政令第7条第1項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもののうち、保健事項を除くもの。	別紙3

別表2 (知事の権限に係る事務の担当課)

事務の種類	法の規定	表示事項	担当課
指示	第6条第1項、第3項	保健事項	保健所健康増進課及び保健課
		衛生事項	保健所生活衛生課及び衛生環境課
		衛生事項※	食肉衛生検査センター検査課
		品質事項	本庁農産園芸課
指示に係る措置命令	第6条第5項	保健事項	本庁健康増進課
		衛生事項	本庁薬務衛生課
		品質事項	本庁農産園芸課
食品の回収等の措置命令及び業務停止命令	第6条第8項	保健事項	本庁健康増進課
		衛生事項	本庁薬務衛生課
公表	第7条	保健事項	本庁健康増進課
		衛生事項	本庁薬務衛生課
		品質事項	本庁農産園芸課
報告の徴収及び立入検査等	第8条第1項	保健事項	本庁健康増進課、保健所健康増進課及び保健課
		衛生事項	本庁薬務衛生課、保健所生活衛生課及び衛生環境課
		衛生事項※	本庁薬務衛生課、食肉衛生検査センター検査課
	第8条第1項、第2項	品質事項	本庁農産園芸課、地方局農林水産振興部農業振興課及び支局地域農業育成室
申出の受付及び調査	第12条	保健事項	保健所健康増進課及び保健課
		衛生事項	保健所生活衛生課及び衛生環境課
		衛生事項※	食肉衛生検査センター検査課
	第12条第1項	品質事項	本庁農産園芸課、地方局農林水産振興

	項、第3項		部農業振興課及び支局地域農業育成室
--	-------	--	-------------------

注) ※印の衛生事項は、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。

別表3（知事の権限の委任）

事務の種類	表示事項	委任先	担当課
指示（法第6条第1項、第3項）並びに申出の受付及び調査（法第12条）	保健事項	保健所長	保健所健康増進課及び保健課
	衛生事項	保健所長	保健所生活衛生課及び衛生環境課
	衛生事項※	食肉衛生検査センター所長	食肉衛生検査センター検査課

注) ※印の衛生事項は、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。

別表4（所管する市町の地域区分）

局・支局	担当課	市町
東予地方局	四国中央保健所保健課 四国中央保健所衛生環境課 農林水産振興部農業振興課	四国中央市
	西条保健所健康増進課 西条保健所生活衛生課 農林水産振興部農業振興課	西条市、新居浜市
今治支局	今治保健所健康増進課 今治保健所生活衛生課 地域農業育成室	今治市、上島町
中予地方局	中予保健所健康増進課 中予保健所生活衛生課 農林水産振興部農業振興課	伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町
	農林水産振興部農業振興課（品質事項に係る事務に限る。）	松山市
南予地方局	宇和島保健所健康増進課 宇和島保健所生活衛生課 農林水産振興部農業振興課	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
	八幡浜保健所健康増進課 八幡浜保健所生活衛生課 地域農業育成室	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

注) 松山市の保健事項及び衛生事項に係る事務は松山市長（松山市保健所）が行う。

別紙1 品質事項

- 1 名称
- 2 原材料名
- 3 内容量又は固形量及び内容総量
- 4 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- 5 遺伝子組換え食品に関する事項
- 6 原料原産地名
- 7 原産国名（輸入品に限る。）
- 8 特色のある原材料等に関する事項
- 9 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第19の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
 - ア トマト加工品
 - イ ジャム類
 - ウ 乾めん類
 - エ 即席めん
 - オ マカロニ類
 - カ 凍り豆腐
 - キ プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ
 - ク 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ
 - ケ 削りぶし
 - コ うに加工品
 - サ うにあえもの
 - シ 塩蔵わかめ
 - ス 食酢
 - セ 風味調味料
 - ソ 乾燥スープ
 - タ マーガリン類
 - チ 調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）
 - ツ チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール
 - テ チルドぎょうざ類
 - ト レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）
 - ナ 農産物缶詰及び農産物瓶詰
 - ニ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
 - ヌ 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
 - ネ 果実飲料
 - ノ 豆乳類
- 10 原産地
- 11 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第24の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
 - ア 玄米及び精米
 - イ しいたけ
 - ウ 水産物
- 12 1～11を表示する際に食品関連事業者が遵守すべき事項

別紙2 保健事項

- 1 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量
- 2 特定保健用食品に関する表示事項
- 3 機能性表示食品に関する表示事項
- 4 栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）
- 5 1～4を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

別紙3 衛生事項

- 1 名称
- 2 保存の方法
- 3 消費期限又は賞味期限
- 4 添加物
- 5 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）
- 6 アレルゲン
- 7 L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 8 指定成分等含有食品に関する事項
- 9 遺伝子組換え食品に関する事項
- 10 乳児用規格適用食品である旨
- 11 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第19及び別表第24の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
 - ア 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）
 - イ 生かき
- 12 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第19の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
 - ア 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）
 - イ 無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準第1食品の各D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）
 - ウ 食肉製品（食品衛生法施行令第13条に規定するものに限る。）
 - エ 乳
 - オ 乳製品
 - カ 乳又は乳製品を主要原料とする食品
 - キ 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）
 - ク 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であつて、生食用のもの（凍結

させたものを除く。)

ケ ゆでがに

コ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ

サ ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）

シ 鯨肉製品

ス 冷凍食品

セ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

ソ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下での保存を要するもの

タ 缶詰の食品

チ 水のみを原料とする清涼飲料水

ツ 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの

13 放射線照射に関する事項

14 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第24の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

ア シアン化合物を含有する豆類

イ アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご

ウ 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳

エ 鶏の殻付き卵

オ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）

カ ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ並びにふぐの精巢及び皮であつて、生食用でないもの

キ 切り身にしたふぐ並びにふぐの精巢及び皮であつて、生食用のもの

ク 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの

15 食品表示基準第4章に規定する添加物に関する事項

16 食品表示基準第40条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

17 1～16を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項